

令和4年度定期監査の結果を公表いたします。

○監査の期間 令和4年9月8日～令和5年2月6日

○監査実施場所 いすみ市役所

○監査の対象 総務課、財政課、税務課、危機管理課、企画政策課、企業誘致・魅力づくり室、福祉課、子育て支援課、健康高齢者支援課、市民課、環境保全課、農林課、水産商工観光課、建設課、夷隅地域市民局、岬地域市民局、会計課、水道課、学校教育課、生涯学習課、議会事務局、農業委員会事務局、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局

○監査の方法

本年度の監査実施計画及びいすみ市監査基準に基づき、監査の対象となった財務事務が適正かつ効率的に行われているか、事務事業が予算や法令等に基づいて適正に行われているかについて、事前に提出された調書及び関係書類の補助監査を行い、監査当日は関係職員から説明を聴取して慎重に監査を実施した。

○監査の結果

計画された事務事業は、順調に執行されており、財務に関する事務も適正に処理されているものと認められた。

○所見

今回の定期監査は、全組織を対象として事前に資料、帳票等の提出を求めて補助監査を行い、監査当日は関係職員に対し監査上必要とする説明を求めた。主な監査項目は、市税、使用料などの収納状況並びに予算執行に伴う支出状況、補助金などの状況、工事および委託料等の執行状況についてである。

歳入では、一般会計はもとより国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険の各特別会計、水道事業会計についてそれぞれの状況説明を求めたところである。根幹である市税、保険料、水道料収入についてはおおむね良好な収納状況であるが、年度末に向けて滞納額の縮減を進めてもらいたい。また、滞納者を増やさないためには、初期滞納者を減らすことが大事である。滞納者への催告や差押えによる滞納整理及び滞納の実態に即したきめ細かい収納対策により、今後も納付者負担の公平性を確保するとともに、税収等の確保に努められたい。

歳出にあっても、会計ごとに予算執行状況の説明を求めたところである。予算が未執行、または未契約の事業について予算執行時期が特定されるものを除き計画的な予算執行に努めるとともに、年度内の支出が困難となったものについては、繰越明許又は事故繰越の措置をとる対応をお願いしたい。昨年度に続き新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等の延期・中止、感染拡大防止対策、経済活性化対策など、ご苦勞いただいていることに対して感謝している。

契約事務については、競争性、透明性、公平さの高い事務処理が求められており、財務規則、建設工事等契約事務取扱実施規程に基づき適正な事務処理を行うとともに、契約に対する信頼性を損なわないよう審査機能等を高めることを望むものである。また、個人情報を取り扱う契約については、いすみ市個人情報保護条例等にとり、受託者に対し、個人情報保護の指導、監督を徹底し適正に行っていただきたい。

補助金交付事務については、常に事業の流れが分かるように、関係書類の整理を行ない、いかなる場合においても確認できるようにしておくことが必要である。市民の税金が財源であることを行政が担う公金支出に対する説明責任の根幹と認識し、補助金が補助目的に従って使用されているか、絶えず的確に把握されることが求められる。補助金の執行事務は、補助金等交付規則及び各事業の要綱等に従い適正かつ的確に執行されたい。

水道事業会計については、今後の人口減少による料金収入の減少、施設の老朽化に対応するための更新需要の増大、職員数の減少及び高齢化による水道技術の継承の困難性といった課題が生じることが想定される。統合・広域化を見据えつつ浄水施設の補修や管路の更新を進めるとともに、コスト削減や事務事業の効率化を図ることで経営基盤の強化に取り組まされたい。

各種事務処理や昨年度の定期監査で実施した公金及びそれに準ずる会計の取扱・出納事務について、担当者だけでなく複数の職員によるダブルチェック体制の重要性を認識し、上席者等が定期的に点検を行う体制を今後も心掛けていただきたい。そして、他の自治体で発生している事務ミスが、自課においても発生するかもしれないという考えのもと、今一度所管業務を振り返り、適正な執行に努められたい。

以上、少子高齢化の進展に伴う社会保障費の増加や税収等の減少、公共施設の老朽化対策、激甚化する自然災害、加えて長引くコロナ禍により厳しい経済情勢下にあつて、これまでに例のないような取組が今後も必要となる場合が考えられる。このような状況や今後の情勢の変化に適応しながら、市民の暮らしや地域経済を持続的に支え、より一層の創意工夫を凝らし、市民サービスの維持及び充実が図られることを期待する。